

お取引先様

平成 23 年 3 月 26 日
伊達物産株式会社 緊急対策本部 広報担当
品質管理部 伊藤久光

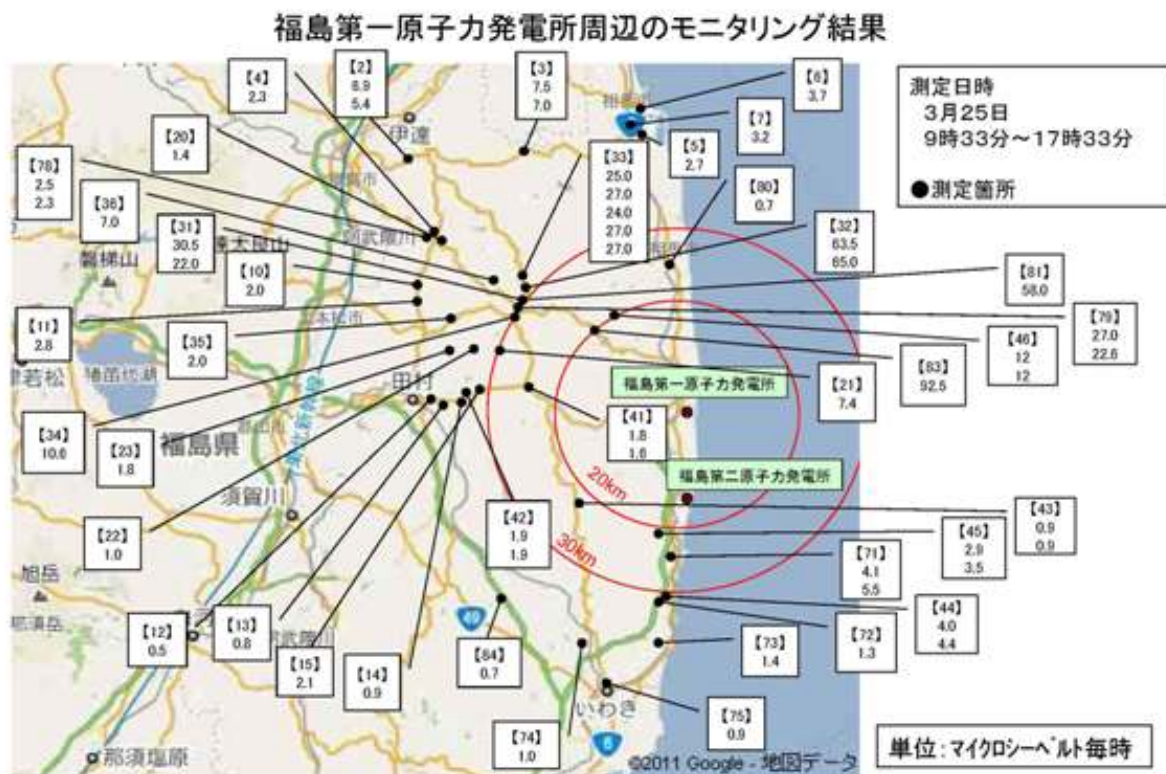
福島第 1、第 2 原子力発電所事故の放射性物質について(第 1 報)

前略、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。今回の東北関東大震災による影響は拡大しており、皆様方にもご心配、ご迷惑をお掛け致し心よりお詫び申し上げます。さて、表題の件につきまして下記の通り、ご案内申し上げます。

記

1. 福島県の位置関係について:福島県北部、浜通り地区地図の 115 号線と表記されている近辺に日新殖産株式会社 副霊山工場が位置し、45km以上です。
2. 放射性物質モニタリング結果:下表と下図面を参照下さい。(文部科学省公表)

下図面の【3】の位置が、日新殖産(株)副霊山工場から直線3kmの地点です。									単位/ μ Sv
月日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	
検査結果	データ無し	10.0	14.0	7.0	7.6	5.5	測定なし	7.5	
	データ無し	10.0	11.7	7.6	7.8	5.5	測定なし	7.0	



3. 生産農家の位置:

①30km圏内の屋内退避区域にかかった若鶏農家が 4 軒有り、この農家からの出荷は制限され、出荷することが出来ません、餌も届けられず、農家主人も避難しております。

②その他の農家は、全て 30km圏外で餌の給餌を続け、工場にて処理しております。

4. 使用水について:(福島県公表資料)

3月21日玉野地区簡易水道水検査にて検査結果、基準値以内でした。

77水道事業結果のうち、71番の玉野簡易水道事業が、副霊山工場の立地する水系です。

5. 鶏肉の安全性:(厚生労働省、農林水産省公表資料)

①茨城県での畜肉検査結果が、本日迄に公表されている検査結果では 1 件だけになっております。

②畜肉に対する検査は、厚生労働省発行「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」からも、第1段階モニタリングを経て、第2段階モニタリングになり、セシウム検査となると読み取れます。福島県では、第1段階から進展せず、鶏肉検査迄は至っていません。

③このマニュアルからも、緊急に検査する分析対象食品からは、畜肉検査は外れているものと判断します。

④農林水産省から公表されました、「よくある質問と回答」にも、畜肉検査が後回しになる理由も記載されております。

⑤現在、放射性物質検査で放射能検査のできる機関では、民間企業の検体は、受け付けておりません。全て、日本国か、各県からの要請検査のみです。

⑥民間企業の放射線検査では、 μSv (放射線)測定が多く、国の基準であります、Bq(放射能)測定は、現時点で連絡がついておりません。

6. 食肉衛生検査所:食鳥検査の実施(福島県)

日新殖産株式会社 副霊山工場では、福島県からの獣医師に基づく食鳥検査を実施しており、食肉検査所では、工場稼働と食肉製造に検査協力を頂いております。

6. 最終判断:

上記 1~6 の項目の結果から、日本国、福島県の公表数字に基づき、工場稼働並びに食肉製造には、支障がないものと判断しております。

以上

お 知 ら せ

平成23年3月23日

玉野簡易水道組合

組合長 後藤 義昭

この度の福島原子力発電所放射能漏れにつきまして、ある一部の地域の飲料水から基準以上の放射能が検出された発表がありました。当水道組合でも、県食品衛生生活課に3月21日検体を送付しモニタリングした結果下記の通りの報告がありましたのでお知らせします。

記

ヨウ素：摂取制限値以下

セシウム：ゼロ

以上供給地域組合員の皆様にお知らせいたします。尚今後とも県・相馬広域水道企業団のご指導のもと厳重な対策を講じ安心・安全な水道水の供給に努めて参りますので、ご心配をおかけ致しますが、冷静な対応を切にお願い申し上げます。

摂取基準値：300ベクレル

(別添1)

水道事業名	採取場所	¹³¹ I	¹³² I	¹³⁴ Cs	¹³⁷ Cs
1 伊達市月館簡易水道事業	伊達市	120	11	8.4	**
2 桑折町水道事業	桑折町	94	13	**	**
3 桑折町水道事業	桑折町	16	7.4	**	**
4 棚倉町水道事業	棚倉町	14	7.6	**	**
5 棚倉町水道事業	棚倉町	**	**	6.3	6.4
6 棚倉町山岡簡易水道事業	棚倉町	**	**	**	**
7 棚倉町高野西部簡易水道事業	棚倉町	**	**	**	7.4
8 棚倉町瀬ヶ野簡易水道事業	棚倉町	12	**	**	**
9 古殿町簡易水道事業	古殿町	**	**	**	4.4
10 古殿町簡易水道事業	古殿町	6.5	**	**	**
11 福島地方水道用水供給事業	福島市	16	**	**	5.9
12 国見町水道事業	国見町	12	**	**	**
13 大玉村水道事業	大玉村	**	3.7	**	5.3
14 鏡石町水道事業	鏡石町	**	**	**	**
15 鏡石町水道事業	鏡石町	**	**	**	**
16 鏡石町水道事業	鏡石町	**	5.2	**	**
17 石川町沢田地区簡易水道事業	石川町	**	**	**	**
18 玉川村上水道事業、玉川村須釜簡易水道事業	玉川村	**	6.2	**	**
19 石川町上水道事業	石川町	**	14	8.5	**
20 須賀川市上水道事業	須賀川市	47	7.6	**	4.7
21 須賀川市上水道事業	須賀川市	**	5.2	**	**
22 須賀川市上水道事業	須賀川市	14	**	**	5.2
23 天栄村水道事業	天栄村	**	4.6	5.2	5.5
24 天栄村水道事業	天栄村	**	6	**	5.9
25 天栄村湯本野仲地区簡易水道事業	天栄村	5.3	**	9	**
26 矢祭町第一簡易水道事業	矢祭町	**	**	8.3	7.7
27 矢祭町第二簡易水道事業	矢祭町	**	**	**	**
28 矢祭町第一簡易水道事業	矢祭町	**	**	**	**
29 いわき市上水道事業	いわき市	**	**	**	**
30 いわき市上水道事業	いわき市	40	7.4	**	4.6
31 鮫川村鮫川簡易水道事業	鮫川村	**	**	**	**
32 鮫川村渡瀬簡易水道事業	鮫川村	**	4.8	4.9	5.1
33 いわき市上水道事業	いわき市	**	**	**	**
34 いわき市上水道事業	いわき市	9.8	5.2	**	**
35 二本松市上水道事業	二本松市	**	4.6	**	**
36 二本松市岩代小浜地区簡易水道事業	二本松市	**	**	5.2	**
37 二本松市東和簡易水道事業	二本松市	90	**	**	**
38 本宮市水道事業	本宮市	21	**	**	**
39 本宮市水道事業	本宮市	50	13	10	8.9
40 二本松市岳簡易水道事業	二本松市	4.3	**	**	6.3
41 川俣町水道事業	川俣町	130	13	**	6.1
42 川俣町飯坂地区簡易水道事業	川俣町	40	**	**	**
43 相馬地方広域水道事業	相馬市	44	7.5	11	8.2
44 相馬地方広域水道事業	相馬市	14	**	**	**
45 相馬地方広域水道事業	相馬市	14	8.3	**	**
46 塙町川上簡易水道事業	塙町	6.3	6.8	**	**
47 塙町塙簡易水道事業	塙町	4.4	**	**	5.6
48 塙町塙簡易水道事業	塙町	**	**	5.9	**
49 塙町高城簡易水道事業	塙町	**	**	6.8	**
50 塙町常豊簡易水道事業	塙町	**	**	**	4.4
51 平田村簡易水道事業	平田村	**	**	**	**
52 三春町上水道事業	三春町	77	**	**	**
53 三春町過足簡易水道事業	三春町	**	**	**	**
54 田村市大越町水道事業	田村市	**	4.3	**	**
55 田村市船引町水道事業	田村市	34	**	6.3	**
56 田村市滝根町簡易水道事業	田村市	8.5	**	**	**
57 田村市滝根町入新田地区簡易水道事業	田村市	**	7.4	**	**
58 高柴簡易水道事業(民営)	田村市	**	**	**	**
59 田村市常葉町簡易水道事業	田村市	**	3.8	**	**
60 田村市常葉町簡易水道事業	田村市	**	**	**	**
61 郡山市上水道事業	郡山市	13	**	**	**
62 郡山市上水道事業	郡山市	**	**	**	**
63 郡山市上水道事業	郡山市	150	18	**	**
64 郡山市上水道事業	郡山市	**	**	**	**
65 小野町水道事業	小野町	8.1	4.1	**	**

水道事業名	採取場所	¹³¹ I	¹³² I	¹³⁴ Cs	¹³⁷ Cs
66 飯舘村飯舘簡易水道事業	飯舘村	290	47	**	**
67 飯舘村飯舘簡易水道事業	飯舘村	450	63	10	15
68 飯舘村飯舘簡易水道事業	飯舘村	430	14	16	12
69 飯舘村大倉地区簡易水道事業	飯舘村	**	6.9	**	4.8
70 会津若松地方水道用水供給事業	会津美里町	7.8	5	**	6.8
71 玉野簡易水道事業(民営)	相馬市	50	**	**	**
72 浅川町上水道事業	浅川町	**	**	**	**
73 白河地方水道用水供給事業	白河市	15	**	**	**
74 山上坂下簡易水道事業(民営)	相馬市	29	**	**	**
75 南相馬市原町水道事業	南相馬市	47	**	**	**
76 南相馬市原町水道事業	南相馬市	220	**	**	**
77 南相馬市原町水道事業	南相馬市	3.8	**	**	**

単位はBq/kg

県調査分析結果 財団法人日本食品分析センター多摩研究所 3/22 (3/20採取分)

市町村	品目	放射能濃度 (Bq/kg) 〔放射性セシウム〕
筑西市	牛肉	検出せず
城里町	牛肉	検出せず
行方市	豚肉	検出せず
銚田市	豚肉	検出せず
石岡市	鶏肉	検出せず
水戸市	鶏卵	検出せず
常総市	鶏卵	検出せず

※暫定規制値 放射性セシウム(Cs-134,136,137) 500Bq/kg

よくあるご質問と回答

野菜や原乳などの放射性物質の検査結果に関し多くのご質問が寄せられています。このうち、特にご質問が多いものについて紹介します。

野菜

どのような考え方で、農産物の分類をしているのですか。

- A 野菜にはいろいろな種類があり、さまざまな分類方法がありますが、放射性物質の農産物への付きかたは、ダイオキシンなどの化学物質や農薬と似ているため、食品安全に関わる国際的な食品分類を活用しています。
- この分類では、空中から落下する化学物質を受ける野菜の形や、葉の面積と重さのバランスなどが考慮されています。

「非結球(ひけっきゅう)葉菜類(ようさいるい)」や「結球(けっきゅう)葉菜類(ようさいるい)」とは、どんな野菜ですか。また、具体的な野菜の分類を教えてください。

- A 以下の分類となっています。

[1] 主に「葉」の部分を食べるもの:葉菜(ようさい)類

※さらに、葉の形により以下のとおり分類されます。

葉が重ならず各々広がった状態のものを「非結球(ひけっきゅう)性(せい)葉菜類(ようさいるい)」

(ホウレンソウ、コマツナ、ミズナ、チンゲンサイ、ナバナ(カキナ)、非結球レタス(ロメインレタス、サニーレタスなど)、シュンギク)

葉が重なりあって球状になっているものを「結球(けっきゅう)性(せい)葉菜類(ようさいるい)」

(キャベツ、ハクサイ、結球レタス)

[2] 「花や蕾」の部分を食べるもの:花蕾(からい)類あるいは花菜(かさい)類

(ブロッコリー、カリフラワー)

[3] 「果実」の部分を食べるもの:果菜(かさい)類

ウリ科の果菜類(キュウリ、カボチャ)

ナス科の果菜類(トマト、ナス、ピーマン)

[4]主に「茎や葉」の部分を食べるもの:茎菜類(けいさい)類

(セロリー、アスパラガス)

[5]ネギの仲間のうち、「葉」の部分を食べるもの:ネギ属野菜類

(ネギ、ニラ)

[6]「熟していない豆やさや」を食べるもの:未成熟豆類

(エダマメ、サヤインゲン、サヤエンドウ)

[7]「地中の根など」の部分を食べるもの:根菜(こんさい)類

(ダイコン、カブ、ニンジン)

なぜ、ホウレンソウなどの葉もの野菜(葉菜類)から、多くの放射性物質が検出されているのでしょうか。

- A 放射性ヨウ素等の放射性物質は、大気中で細かい粉じんと一緒に空中から落下し、葉の表面に付くと考えられています。このため、葉の表面が上を向いて広がっているホウレンソウなどの「非結球性葉菜類」では、他の野菜に比べて比較的高い濃度の放射性物質が検出される例が多くなっていると考えています。また、暫定基準値は、重量当たりで表しているのので、同じ重さで比べた場合、表面積の多い野菜の方が高い濃度で検出されがちです。なお、カキナや福島県において摂取制限の対象となっている茎立菜(くきたちな)、信夫冬菜(しのぶふゆな)もこの葉菜類に分類されます。



写真:出荷状態のホウレンソウ

カキナや茎立菜(くきたちな)、信夫冬菜(しのぶふゆな)とはどんな野菜ですか。

- A いずれもアブラナ科の葉菜類で、カキナは栃木県などの北関東で、茎立菜や信夫冬菜は福島県内で主に栽培されている伝統野菜です。

キャベツなどの、「結球性」の葉もの野菜は「非結球性」より放射性物質の付着が少ないと言われますが、どうしてですか。

A キャベツなどの結球性野菜の場合、畑で収穫した後に、出荷にあたって外側の硬くて食用に適さない葉を2～3枚外して出荷されます。なお、落下した放射性物質を含む粉じんは外側の葉に付着するので、これを外すことにより、付着物はかなり除去されることがわかっています。



写真：出荷状態のキャベツ(外側の葉を2～3枚むいた状態)

ダイコンなどの根菜類は心配が少ないと言われますが、本当ですか。

A 根菜類は、摂食部分(肥大した根の部分)が主に地面の下にあるため、放射性物質を含む粉じんが直接着きにくいと考えられます。

なお、福島県においてカブから暫定基準値を超える放射性物質がされ、出荷制限措置がとられていますが、これは、分析を行う際に、葉と根の部分を一緒に分析しているため、葉に付着した放射性物質が影響したためと考えられます。



写真：出荷状態のダイコン

[ページトップへ](#)

野菜に関するお問い合わせは生産局生産流通振興課 代表：03-3502-8111(内線 4825)

ダイヤルイン：03-6744-2113

牛乳・乳製品

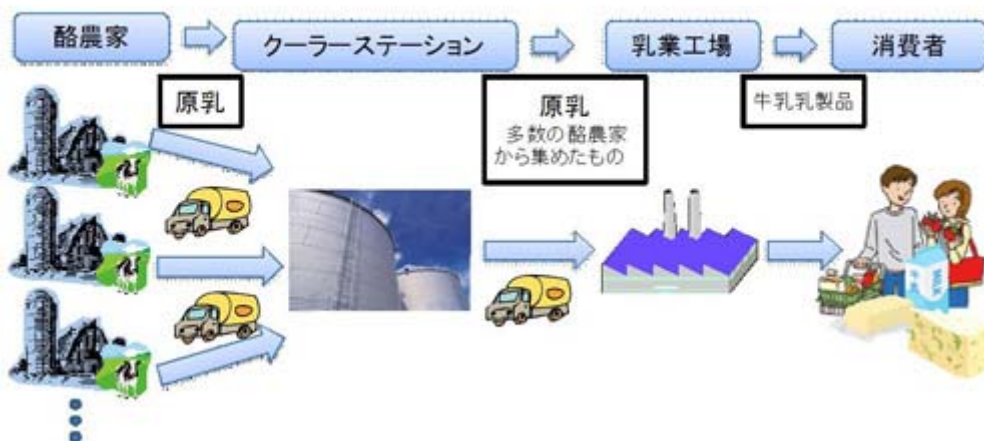
Q. 原乳は市販されている牛乳とは違うのですか？

- A. 原乳とは搾ったままの牛の乳で生乳(せいにゆう)ともいわれます。原料として乳業工場に出荷されるものであり、そのまま消費されるものではありません。

Q. 原乳からどのようにして牛乳乳製品ができるのですか？

- A. 酪農家で健康な乳牛から搾られた原乳は、その酪農家のタンクで 10℃以下に冷却し、2 日程度貯蔵されます。その後、タンクローリーで多数の酪農家の原乳を集め、さらに多数の酪農家の生乳と合わせてクーラーステーションと呼ばれる施設にいったん集めた後、乳業工場に輸送されるのが一般的です。クーラーステーションから工場に到着した大量の原乳は、加熱殺菌などの処理を経て、消費者の皆さんが召し上がっている牛乳乳製品に加工され、出荷されます。

原乳から牛乳乳製品ができるまで



Q. 販売されている牛乳乳製品は食べても大丈夫ですか？

- A. 上の図で示したように、消費者の皆様が口にされる牛乳乳製品は、多数の酪農家から集められた原乳について、放射性物質に対するモニタリングを適切に実施することにより、牛乳乳製品の安全性を確保することができます。福島県と茨城県の原乳は、出荷制限されているため、暫定規制値を超える原乳が牛乳乳製品の原料となることはありません。また、栃木県(3月20日公表)、新潟県(3月21日公表)及び神奈川県(3月22日公表)の調査結果では生乳から暫定規制値を超える放射性物質は検出されていません。

牛乳・乳製品に関するお問い合わせは生産局牛乳乳製品課 代表:03-3502-8111(内線 4932)

肉と卵

Q. 肉や卵の放射性物質による汚染は防げるのですか？

A. 肉や卵に含まれる放射性物質のレベルは、飼料や水・土などによって決まります。

飼料については、事故の発生前に生産され、タンクなどで降下物を防げるように適切に保管されていれば、問題になるほど放射性物質を含む可能性は極めて低いと考えられます。

このような飼料とともに、放射性物質の付いた粉じんなどの落下・混入が少ない井戸水や水道水を与え、畜舎内で適切に飼うことで、肉や卵の汚染を避けることができます。

これらを生産者に周知するなど、安全な肉や卵の供給に努めています。

なお、3月23日に公表された調査結果では、茨城県の牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵から放射性物質は検出されませんでした。

Q. どうして肉や卵の調査件数は他の食品に比べて少ないのですか？

A. 消費者のことを第一に考える立場に立って、畜舎内で適切に飼養されていれば影響を受けにくい肉や卵より、放射性物質の付いた粉じんなどの落下・混入の影響を受けやすい葉菜類などの野菜や人が多く摂取する水や乳などの検査が先に行われています。

Q. どうして肉や卵については放射性ヨウ素の暫定規制値が定められていないのですか？

A. 肉類等においては、食品中への蓄積や人体への移行の程度が小さいため、指標が示されませんでした。

これは、家畜が育ち、肉類等となって消費されるまでの期間に比べ、放射性ヨウ素が半減するまでの期間(8日間)が短いことなどによるものです。